

被災された保護者の皆様へ

## 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害による学用品の給与について

金沢市教育委員会  
教育総務課

今回の大雨による災害につきまして、災害救助法に基づき必要最小限度の学用品の給与を行います。対象となる方は、別紙「希望調査票」に記入の上、通学している学校へ提出してください。後日、現物を学校経由でお渡しします。

### 記

#### 1. 対象者

自宅等が今回の大雨で被災したことにより、給与しなければ学業の遅延につながる学用品を喪失又はき損した児童生徒

○家屋が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水

罹災証明書にて、上記の罹災状況を確認（後日、写しの提出が必要です。）

※罹災証明書は、世帯構成員の氏名が記載されたものを取得してください。

#### 2. 給与の品目

別紙「希望調査票」に記載があるもの

※喪失又はき損した学用品が対象であり、新たに購入するものは該当しません。

また、過去に購入した学用品で、今後学校で使用する予定がないものは該当しません。

※令和7年8月22日（金）までに別紙調査票を記入のうえ、学校へ提出してください。

※学用品は学校経由で現物を給付します。限度額を超えた場合は、自己負担が発生し、一部の支給となりますので、ご了承ください。

限度額：（小学生）約5万円 （中学生）約6万円

※その他、ご不明な点等ありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先 金沢市教育委員会 教育総務課 学校事務係 TEL 220-2477
-------------------------------------------------